

特許出願に対する支援策を積極的に活用しましょう

一般財団法人 大阪科学技術センター
 ATAC 会員 坂井 公一

ATAC News44号でも記述したように、日本企業が2014年に出願した特許27万件の内、中小企業約385万社の特許出願は約3万5千件(2014年実績)と少なく、比率では100社あたり1件しか出願していません。(図1) このことに対する危惧は頻繁に指摘されています。

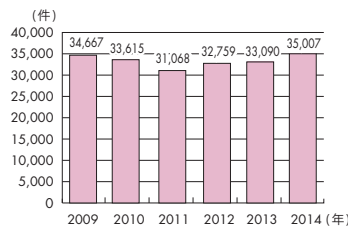


図1：中小企業の特許出願数推移 (元データ) 特許行政年次報告書2015年版

特許権は技術の独占的使用を認めた権限で、最近では切り餅の特許で7.8億円、紙おむつ用ゴミ箱で1.5億円の賠償命令が出されています。国際的な特許紛争に絡むと賠償金は数十億ドルに達し、企業の存続にまで影響が出ます。携帯電話の特許では、3万6千件の特許を保有する米企業のライセンス収入は年間売上高の3分の1を占めるまで大きくなっています。

中小企業の出願が低調な原因は、出願費用や対応する人材など、種々考えられますが、データでは特許を保有する企業とない企業で一人当たりの営業利益で3倍の差が出ている事実もあります。(図2)

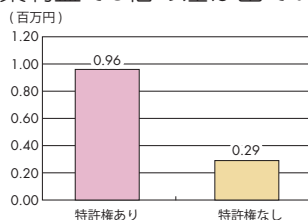


図2：特許権有、無での一人当たり営業利益比較 (元データ) 中小企業の知的財産活動に関する基本調査報告書

中小企業の特許を出願するに際し、その開発技術が特許を取得できる可能性を見極める必要があります。従来の特許電子図書館IPDLに代わって本年4月より特許情報プ

ラットホームJ-Plat-Patが導入され、検索が一層便利になりました。

また特許庁では、中小企業にとって負担が大きい先行技術文献等の特許情報分析支援を100万円を上限に6月8日より実施しており、有効に活用すると大きなメリットになります。(採択予定件数に達し次第終了)

さらに特許出願を後押しするために中小ベンチャー企業、小規模企業を対象として特許費用を減免する政策が講じられています。

現在利用できる軽減措置としては平成30年3月までに特許の審査請求または国際出願を行う場合を対象として、以下の減免措置を申請により利用できます。(対象者の要件は特許庁のWebsiteを参照)

- ・ 審査請求料を 1/3 に軽減
- ・ 特許料(第1年分から第10年分)を 1/3 に軽減
- ・ 調査手数料・送付手数料を 1/3 に軽減
- ・ 予備審査手数料を 1/3 に軽減

特に審査請求や権利維持のための特許料は高額であり、本減免措置は中小企業には非常に有益と思われます。

ATACでは専門分野の公開特許の調査は勿論、発明協会の知財アドバイザーの紹介や弁理士事務所による出願書類作成の仲介まで行っていますので、お気軽にご相談下さい。



図3：(一財)大阪発明協会講師による勉強会